

年 月 日

多摩市長 殿

利用者 住 所
氏 名
電話番号

多摩市健幸ポイント事業貸出機器返却届

多摩市から貸出しを受けた多摩市健幸ポイント事業に係る貸出機器について、多摩市健幸ポイント事業に係る機器貸出事業実施要綱第13条第1項若しくは第2項又は第14条第3項の規定により返却します。

1 返却届出日

年 月 日

2 返却をする貸出機器（該当する□に✓を付してください。）

☐ ウェアラブル端末 ☐ 体組成計

3 返却理由（該当する番号に○を付してください。）

- (1) 多摩市外への転居
- (2) 貸出機器の利用の終了
- (3) 貸出期間の終了
- (4) 多摩市健幸ポイント事業の終了
- (5) 貸出機器の貸出決定の取消し
- (6) 同居者が体組成計の貸出しを受けていて、不要となるため。
- (7) 利用者が健幸！ワーク宣言を行う企業等の従業員等の場合に、当該企業等から退職し、若しくは市外の事業所へ異動等をし、又は当該企業等が健幸！ワーク宣言を行う企業等から脱退したため。
- (8) 貸出日から1年経過後に又は利用者の故意、過失その他その責めに帰すべき理由により貸出機器に故障、破損等が生じたため。
- (9) その他（下記に理由を記載ください。）
()

4 返却をする貸出機器の番号

ウェアラブル端末：

体組成計：

5 返却方法

☐ 多摩市役所に持参 ☐ 多摩市役所に郵送 ☐ その他（ ）

※ 郵送による場合の費用は、利用者の負担となります。

6 備考